

700MHz 帯を使用する移動通信システムの技術基準等に係る

省令・告示案に対して寄せられた御意見一覧

※受付順 (敬称略)

No.	意見提出者	御意見
1	株式会社ビーエスフジ	<p>移動通信システム(携帯電話)への 700MHz帯割り当てに伴うFPU/特定ラジオマイクの移行先の周波数のうち、1240～1300MHzは、BS放送受信時の中間周波数と一部重なる周波数帯となる。</p> <p>その使用によりBS放送受信に有害な混信妨害を与える可能性が考えられる。移行前に混信妨害について十分な影響調査を行い、影響がある場合は対策が必要である。その際、視聴者に不利益が生じないよう対策費用の確保が必要と考える。</p>
2	日本放送協会	<p>○FPUの周波数割り当て</p> <p>FPUは現在おもにロードレースなどの番組制作のため広範囲に移動しながら映像伝送を行う用途に利用されています。周波数を移行した場合、番組制作方法の見直しや新たな技術開発などが必要となりますが、ハイビジョン品質を確保しながら現行より多くのチャンネルが利用可能となり番組制作の多様化・高度化や緊急報道における活用など更なる利用促進が期待できますので、1.2GHz 帯と 2.3GHz 帯に割り当てることは適当と考えます。</p> <p>○特定ラジオマイクの周波数割り当て</p> <p>特定ラジオマイクは周波数移行であるため移行先においても現行と同水準の周波数幅が継続的に利用可能である必要があります。また、地上デジタル放送用周波数帯を利用する場合、地上デジタル放送を保護することが前提です。したがって、特定ラジオマイクを含めホワイトスペース利用システムを2次業務として割り当て、その中で周波数移行である特定ラジオマイクを新たに開始する他のホワイトスペース利用システムより優位とすることは適当と考えます。また、地上デジタル放送の周波数が混んでいる地域では、特定ラジオマイクで利用可能な周波数が不足することも想定されますので、ホワイトスペースと 1.2GHz 帯の両方を割り当て、なおかつ 710～714MHz を割り当てることは適当と考えます。</p>
3	特定ラジオマイク利用者連盟	<p>特定ラジオマイクは新しい波が欲しいとしているのではなく、現行の周波数帯域から、移行することになった。結果、現行の運用・調整上の利便性等の利用環境の維持が最小限必要である。</p> <p>移行先の周波数帯域の主としている地デジホワイトスペース帯に於いては、地デジ放送波の周波数使用状況が特定ラジオマイクの使用に対して非常に厳しい環境下に置かれている。そのため、特定ラジオマイクの使用可能チャンネル数が十分確保できない、又全国を共通波で使用するのも困難な状況も想定されるので、移行先の周波数範囲を可能な限り広くして置くことが必要である。</p> <p>現行と同じ水準の利用環境を維持しつつ周波数移行を円滑に行うためには、変更案の通り470MHz～710MHzの地デジホワイトスペース帯に加えて710MHz～714MHz及び1.2GHz帯の周波数を割り当ていただくことが妥当である。</p>

4	株式会社BS日本	<p>放送移動中継用として使用されている700MHz帯FPU/特定ラジオマイクを、1.2GHz帯への周波数に移行することについては、懸念を抱いております。近隣の衛星放送受信家庭に受信障害が起こる可能性について、排除できないためです。</p> <p>他の周波数への移行が考えられず、実施がやむを得ないのであれば、少なくとも、影響を受ける家庭に対してはあらかじめ国、あるいは携帯通信会社の責任で個別に対応する措置を講じておくこと、その費用については衛星放送事業者が負担責任を一切免責されること、の2点を明確にするよう求めます。</p>
5	社団法人日本民間放送連盟	<p>① はじめに 「周波数再編アクションプラン(平成23年9月改定版)」改定の際にも述べたとおり、FPU/特定ラジオマイクは放送番組の制作や中継において必要不可欠な無線システムであるため、その周波数移行については「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」で整理された検討方法や移行手順等に沿って、業務が支障なく継続できることを見極めながら具体化していく必要があります。また、周波数移行に伴い、放送番組の制作や中継において過度の制約や負担が生じてはならないと考えます。</p> <p>② 終了促進措置による周波数移行について 本開設指針案によって実施が見込まれる終了促進措置に沿って、民放事業者はFPU/特定ラジオマイクの周波数移行に着手し、周波数の更なる有効利用に協力することとなりますので、行政は関係技術基準の整備や混信防止措置の検討などを一層促進し、円滑な周波数移行に万全を期すべきと考えます。また、そうした作業においては放送事業者の技術的知見や経験を十分に踏まえて、結論を得ていくことが肝要と考えます。</p> <p>なお、終了促進措置に関する開設認定者と既存免許人との協議が難航するようなことがあれば、行政は関係者に対する説明等に努め、課題解決に向けた環境を整えるなど、円滑な合意形成を支援していただきたいと考えます。</p> <p>③ 「周波数使用計画」の一部変更案について FPU/特定ラジオマイクの周波数移行先等について規定した「周波数使用計画」の一部変更案は、概ね妥当な内容と考えます。</p> <p>ただし、地上テレビジョン放送用周波数(470～710MHz)のホワイトスペースにおいて特定ラジオマイクを運用する際は、一次業務である地上テレビジョン放送に対して干渉妨害を発生させないことを確実に担保する必要がありますので、特定ラジオマイクに関する今後の制度整備において適切に措置するよう、強く要望します。</p> <p>また、FPU/特定ラジオマイクの移行先候補である1.2GHz帯については、BS・CS放送受信で使用される中間周波数に相当することに対して、注意が必要だと考えます。これが周波数移行の障害とならないよう、行政が放送受信への影響の程度や規模を精査したうえで、適切に措置すべきものと考えます。</p> <p>さらに、1.2GHz帯においてFPUと特定ラジオマイクを安定的に運用するためには、両者間の運用調整に加え、これらが無線標定業務などと円滑に周波数を共用できる仕組みを構築する必要があると考えます。</p> <p>④ 現行FPU/特定ラジオマイク廃止までの間の周波数共用について 本開設指針案において、開設認定者がFPU/特定ラジオマイクの免許人との間で協議すべき終了促進措置の内容に“現行FPU/特定ラジオマイクの廃止・変更までの間に特定基地局と周波数を共用する場合の共用条件”が盛り込まれておりますが、この点は重要だと考えます。</p> <p>こうした周波数共用については、「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」において、FPUは“マラソン中継のよう</p>

		<p>に、利用期間、場所があらかじめ特定できるものは、2015年以降も当面の間、免許人間で調整を図りながら利用を図る”旨が、特定ラジオマイクは“2015年以降も当面の間は、免許人間で調整の上、既存ラジオマイクの利用を適宜可能とする”旨が、それぞれ明記されております。これは円滑な周波数移行の前提となるものですので、十分な配慮が必要と考えます。</p> <p>また、放送事業者は一定期間、同一用途の無線設備として、現行FPU送信機と新周波数帯のFPU送信機を両方保有し、徐々に新周波数帯に移行させていくことが想定されます。その間の電波利用料については二重負担とならないよう、適切に対応いただきたいと考えます。</p> <p>⑤ ブースター障害等の防止について</p> <p>700MHz帯移動通信システムの導入に伴い、地上テレビジョン放送受信のブースター障害等が懸念されますので、本開設指針案において開設認定者の防止・解消義務を明記したことは、国民・視聴者の保護、ならびに地上テレビジョン放送ネットワークの安定的な運用維持の観点から、妥当なものと考えます。</p> <p>この趣旨に沿って、開設認定者が連携して積極的な対策計画を立て、障害発生の防止に万全を期すとともに、万一、障害が発生した場合は、遅滞なく確実に対処するよう要望します。</p>
6	日本舞台音響家協会	<p>特定ラジオマイクは、現行周波数が携帯電話用に割り当てられるためホワイトスペース等への周波数移行を余儀なくされている。しかし、主たる移行先である470MHz～710MHzの地デジホワイトスペース帯は、地域により異なるTV局やエリア放送などがあり、現在の特定ラジオマイクとは比べようもない厳しい使用環境となる。特に全国を共通波で使用してきたツアー公演や、屋外のイベント・コンサートでは、TVへの干渉を与えないことは言うに及ばず、他の共用波からの干渉を避けた安定運用を行うことが必要絶対条件となる。</p> <p>この度の「周波数割当計画(平成20年総務省告示第714号)の一部を変更する告示案(別添7)」では、TVホワイトスペース帯に加え、710MHz～714MHzの特定ラジオマイク専用帯及び1.2GHz帯の周波数が割り当てられたことで、移行前の使用環境に一步近づいたことを評価するとともに、示された告示案による円滑な移行が実現されることを望みます。</p>
7	日本テレビ放送網株式会社	<p><周波数割当計画(平成20年総務省告示第714号)の一部を変更する告示案について></p> <p>1. 710～714MHzの割当てについて</p> <p>上記周波数を放送事業用と一般業務用の特定ラジオマイク用およびデジタル特定ラジオマイク用(以下両者を特定ラジオマイクと記す)に割当てたことは、特定ラジオマイクの運用において全国共通で使用できる周波数としてきわめて有効であり、特定ラジオマイクの移行において運用の継続性を促進することからこの割当てを支持する。</p> <p>2. 470～710MHzの割当てについて</p> <p>上記周波数である、いわゆるホワイトスペース帯の割当てにおいて、地上デジタル放送を最優先にするために特定ラジオマイクを二次業務としたことは妥当である。</p> <p>更に、一次業務である地上テレビジョン放送に干渉妨害を発生させないことを確実に担保するために特定ラジオマイクに関する今後の制度整備において適切に措置がなされることを要望する。</p> <p>3. 770-806MHzの割当てについて</p> <p>現在、この周波数帯はFPUと特定ラジオマイクが割り当てられている。これらの移行の過程において移動通信システムと周波数共用をしていくこ</p>

		とになるが、「770-806MHzの周波数帯を使用する電気通信業務用の移動業務の局は、2019年3月31日までは、この周波数帯を使用する他の移動業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない」と規定したことは、FPUと特定ラジオマイクの周波数移行において運用継続性と円滑な移行に必要な措置であり妥当な措置であると考え。
8	ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクBB株式会社	<p>1. 現行700MHz帯FPU(36MHz幅)の移行先は、1.2GHz帯(60MHz幅)と2.3GHz帯(40MHz幅)が候補であるが、1.2GHz帯を優先して利用し、2.3GHz帯は、すでにアジア諸国でも移動体通信での利用が加速しており、この需要に備え利用を控えるべきである。</p> <p>2. FPUと特定ラジオマイクは、700MHz帯においては、共有して利用してきた経緯があり、電波利用上、有効であったことから、引き続き共有して使用し、望ましくは現行と同じ36MHz幅以内で利用すべきである。 移行にあたって、使用帯域幅を増加させるべきではない。</p> <p>3. 特定ラジオマイクは、ホワイトスペースを利用する場合においても周波数有効利用の観点から将来の地上波デジタルの更なるリパック※を前提に、UHF42CH以下のホワイトスペースに移行すべきである。</p> <p>4. 特定ラジオマイクの移行は、デジタルとアナログが併用されているが、周波数有効利用の観点から移行後は、デジタルのみとするべきである。</p> <p>5. スマートフォン等の普及により、移動体通信用の周波数が足りなくなると今後も予測される中、国際的にも移動体通信用として用意されている2.3GHz帯は3GPPのバンド40として規定されているため、国際的なハーモナイズを考慮すると、2.3GHz帯は移動体通信用に割当を変更するべきである。</p> <p>※更なるリパックに関する当社意見 平成21年1月12日付「ホワイトスペースの活用方策など新たな電波の利用方策に関する提案」に関する要望書 平成22年2月26日付「放送用周波数使用計画の一部変更案に関する意見募集」に関する意見書</p>
9	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	意見公募対象である省令・告示案は、情報通信審議会における技術的な検討を踏まえており、700MHz帯移動通信システムの導入に必要な不可欠な内容であると考えます。よって、その主旨に賛同するとともに、今後、関係省令等の改正が速やかに行われることを希望します。
10	Wireless City Planning 株式会社	<p>1. 現行700MHz帯FPU(36MHz幅)の移行先は、1.2GHz帯(60MHz幅)と2.3GHz帯(40MHz幅)が候補であるが、1.2GHz帯を優先して利用し、2.3GHz帯は、すでにアジア諸国でも移動体通信での利用が加速しており、この需要に備え利用を控えるべきである。</p> <p>2. FPUと特定ラジオマイクは、700MHz帯においては、共有して利用してきた経緯があり、電波利用上、有効であったことから、引き続き共有して使用し、望ましくは現行と同じ36MHz幅以内で利用すべきである。 移行にあたって、使用帯域幅を増加させるべきではない。</p> <p>3. 特定ラジオマイクは、ホワイトスペースを利用する場合においても周波数有効利用の観点から将来の地上波デジタルの更なるリパックを前提に、UHF42CH以下のホワイトスペースに移行すべきである。</p> <p>4. 特定ラジオマイクの移行は、デジタルとアナログが併用されているが、周波数有効利用の観点から移行後は、デジタルのみとするべきである。</p>

		<p>5. スマートフォン等の普及により、移動体通信用の周波数が足りなくなると今後も予測される中、国際的にも移動体通信用として用意されている2.3GHz帯は3GPPのバンド40として規定されているため、国際的なハーモナイズを考慮すると、2.3GHz帯は移動体通信用に割当を変更するべきであり、当社は、2.3GHz帯の割当を要望したい。</p>
11	株式会社TBS テレビ	<p>1. 700MHz帯を使用する移動通信システムの技術基準に係る制度整備について</p> <p>ワイヤレスブロードバンドの高度化は利便性と経済効果に有益で、我々もその利便を享受しているところであり、700MHz帯を使用するシステムについての制度整備には賛同する。一方、放送業務用無線は視聴者に番組や情報を提供する伝送手段であり、社会全体の利益に繋がるもので大変重要であると考えている。FPUおよび特定ラジオマイクの周波数移行については、技術的条件の整理や他システムとの干渉などについて十分な検討を行ない、具体化を進めるよう希望する。</p> <p>2. 周波数割当計画の変更について</p> <p>FPUおよび特定ラジオマイクの移行先周波数を新たに割り当てるための周波数割当計画の変更案は、概ね妥当と考える。</p> <p>ただしホワイトスペース(470から710MHz)における特定ラジオマイクの運用は、一次業務である地上テレビジョン放送について現在および将来にわたって支障を与えないことが担保されるべきと考える。</p> <p>また、FPUおよび特定ラジオマイクの移行先となる1.2GHz帯はBS・CS放送の受信設備で用いられるIF(中間周波数)に相当するため、干渉を与えることが懸念される。よって早急に規模を調査し、対策を立てることが望まれる。また、この周波数帯をFPUと特定ラジオマイクとで共用する場合は、混信・障害の恐れがあるため新たな運用調整の仕組みを構築する必要がある。</p> <p>3. 移行期間中の扱いについて</p> <p>終了促進措置の期間については現行のFPUおよび特定ラジオマイクと特定基地局とで周波数を共用する。免許人間で調整の上運用することとなるが、移行期間中の運用に制約がないよう行政の配慮を願いたい。また放送事業者は、一定期間現行のFPUおよび特定ラジオマイクと新周波数帯のFPUおよび特定ラジオマイクの両方を保有し、徐々に新周波数帯に移行させていくことが想定される。そのため電波利用料についても考慮願いたい。</p> <p>また移行先の既存免許人との共用に関しても、放送事業者の運用に過度な制約がかからぬよう、行政の支援ならびに配慮を願いたい。</p>
12	クアルコムジャパン株式会社	<p>今回の700MHz開設指針に関し、698-806MHzはAPT/AWG国際協調周波数割当に長期的視点で整合させる周波数割当計画が行われるべきです。2011年9月、APT/AWGでは698-806MHzのIMTシステムによる移動業務への協調的割当、要求条件、ならびに周波数共用条件が定義されました【1】。また、2012年2月のWRC-12での結果において、Region 1の694MHz-790MHzのIMT移動業務分配がWRC-15の議題になることが決定されました。これら国際的周波数協調の趨勢が考慮されるべきで、以下を指摘いたします。</p> <p>【1】 http://www.apr.int/sites/default/files/Upload-files/AWG/APT-AWG-REP-24_APT_Report_698-806_Band_Implementation_UHF.pdf</p>

		<p>1. 710-714MHz への特定ラジオマイク割当は 698MHz 以下へ割り当てるべきである。理由は以下：</p> <p>(1) 710-718MHz はモバイル帯域と地デジ帯域のガードバンドであり、放送用割当ではなく、ホワイトスペースの定義は当てはまらない。さらに、前述の【1】を考慮し、ラジオマイクには、放送用割当のうち、698MHz 以下の帯域から、地デジ割当が疎なチャンネルを割り当てるべきである。</p> <p>(2) 米国のラジオマイク割当は 470-698MHz である(韓国も同様)。ラジオマイクの周波数協調はこれが考慮されるべきで、698MHz 以下がラジオマイクのホワイトスペース対象帯域。</p> <p>(3) 一昔前の 800MHz 帯の小刻みに分割された周波数割当の修正に約 10 年を要したことは記憶に新しい。国際的な協調周波数帯の細切れな割当は周波数有効利用を妨げる最大の要因になる。唯一これが許されるのは国際協調の強い要求がある場合だが、今回は日本特有の仕様導入を招き、市場展開を狭める結果になることは自明。</p> <p>2. 700 MHz 帯の ITS 割当帯域は予約帯域とし、将来改めて割当を検討するべきである</p> <p>前述【1】の周波数の国際協調の趨勢から、700MHz 帯に ITS を割り当てるべきではない。当面割当を行わないで置き、将来改めて割当を検討することを提案する。同帯域の ITS は市場的な成功の見通しが見えないだけでなく、実用化に向けて検証しなければならない技術課題(例: 輻輳時における同帯域を用いた物理層から MAC、上位シグナリングによる総合的な性能検証)が多々ある。ITS に利用されている帯域は世界的に 5.8GHz-5.9GHz 帯であり、我が国だけが 700MHz 帯への適用を進めているが、これは国際競争力の確保を困難にするだけである。</p> <p>3. 地デジ帯域の 698MHz 以下へのリパックが必要である</p> <p>地デジ帯域は SFN (Single Frequency Network)を用いたチャンネル再割当を行い、数年をかけて帯域の上限を 710MHz から 698MHz 以下までリパックを進めるべきである。これにより APT/AWG で定義された周波数割当【1】に整合できる。急速にトラヒックが増加するモバイル市場の拡大への対応容易化が期待できるとともに、近隣国との電波干渉の可能性を最小にすることができる。</p>
13	個人	<p>700MHz 帯の携帯電話用周波数の割り当てについて、概ね国際的な調和を図った割り当て案とされており、賛成いたします。</p> <p>ならびに、特定ラジオマイク用の周波数の割り当てを、いわゆるホワイトスペースに割り当てる案とされている件についても、限られた周波数の有効利用につながるため賛成いたします。</p> <p>しかしながら、710-714MHz を、特定ラジオマイク専用に割り当てる案については、混信を避けたいという意図は理解できるものの、利用者が専らその帯域ばかり使用するようになり、結果的に周波数の有効利用につながらないのではないかと懸念があり、賛成できかねます。</p> <p>また、FPU については、2330-2370MHz を割り当てる案となっておりますが、この帯域は諸外国では TD-LTE といった携帯無線通信システムに割り当てられており、国際的な調和が図られない結果となりかねません。</p> <p>放送中継においては、衛星の利用など様々な手段が生まれており、無線通信技術においても昨今の技術革新にて狭い帯域にてより多く情報伝達が可能になっている一方、1240-1300MHz への割り当て案も含めると、FPU に対して従前より広い帯域を割り当てる案となっております、一般的な感覚で考えると疑問に感じ、賛成できかねます。</p> <p>国際的な調和の観点と、モバイル需要の増大を考えると、2.3GHz 帯は携帯無線通信システムへの割り当てを希望いたします。</p>
14	エリクソン・ジャ	エリクソン・ジャパン株式会社および ST-エリクソン株式会社は、APT(アジア・太平洋通信共同体)報告書が示し、現在 3GPP で議論中の FDD 周

<p>パン株式会社 ST-エリクソン 株式会社</p>	<p>波数アレンジメントと整合して、日本において 700MHz 帯で陸上移動通信システムの展開を可能とする本省令・告示案を支持いたします。</p> <p>一方、省令・告示案が示す周波数アレンジメント(30MHz x 2)は、APT 報告書の FDD アレンジメント(45MHz x 2)のサブセットとなっています。周知の通り、700MHz 帯は移動通信システムに非常に適した電波帯であり、極めて貴重な無線資源です。スマートフォンなどの高度端末の増加にともない移動通信トラフィックが急速に増大する今日、この帯域のできるだけ多くの部分を携帯電話システムで利用することにより、大きな社会的・経済的な効果が期待されます。さらに、本年 1 月から 2 月に開催された世界無線通信会議 WRC-12 では、第 1 地域の 694 - 790MHz を 2015 年以降移動業務に一次分配することを決定し、関連する WRC-15 の新議題(議題 1.2)を設定しました。また第 2 地域でも多くの国(ラテン・アメリカ諸国)が、APT 報告書の FDD アレンジメント(45MHz x 2)に大きな関心を示しています。このようにこの FDD アレンジメント(45MHz x 2)は、今後世界の多くの国で採用される可能性を持っています。</p> <p>したがって、将来周波数の差分(15MHz x 2)が移動通信サービスに利用可能となる、もしくはその帯域を使用するシステムの周波数利用効率が想定外に小さいことが判明した時は、その利用目的を見直し、700MHz 帯の周波数アレンジメントを APT 報告書の FDD アレンジメントと完全に整合させることを検討すべきと考えます。</p> <p>周波数割当計画(平成 20 年総務省告示第 714 号)の一部を変更する告示案では、710-714MHz を特定ラジオマイク用に割り当てる計画となっています。特定ラジオマイクを 710-714MHz に割り当てることは、周波数の差分(15MHz x 2)を移動通信サービスに割り当て、この帯域の移動通信用周波数アレンジメントを世界の多くの国と完全に整合させる方を困難にする可能性があり、慎重に判断するべきと考えます。</p> <p>また、2011 年 9 月 14 日に公表された周波数再編アクションプラン(平成 23 年 9 月改定版)では、【700MHz 帯(710~806MHz)における再編】の項目で、「特定ラジオマイクの移行先の周波数帯候補を地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペース又は 1.2GHz 帯として、周波数移行に関する技術的検討を進めるなど周波数移行に向けた検討・作業を実施する。」としています。710-714MHz は、地上テレビジョン放送用周波数帯(470-710MHz)のホワイトスペースとは言えず、今回の周波数割当計画の一部を変更する告示案は、周波数再編アクションプランとしても適切な変更案とは言えません。</p> <p>上記の理由から、710-714MHz を特定ラジオマイク用に割り当てる計画については、十分慎重な議論が必要と考えます。</p> <p>さらに、周波数割当計画の一部を変更する告示案では、新たに 2330-2370MHz を放送事業用とする変更が示されています。2.3GHz(2300-2400MHz)帯は、WRC-07 で IMT 用に特定された帯域であり、世界的には多くの国がこの帯域に IMT システムを導入する可能性があります。したがって、この帯域を放送事業用とすることは慎重に検討する必要があると考えます。エリクソン、ST-エリクソン、および他ベンダー</p>
-------------------------------------	---

		は、2.3GHz 帯の TD-LTE 製品(インフラおよび移動端末製品)を提供可能であり、今後数年後に大きな市場が形成させることが期待されています。放送用のフィールドピックアップユニット(FPU)については、移動通信システムが提供する TD-LTE を利用して画像を送信することも可能であり、このような利用の仕方も視野に入れて 2.3GHz は移動通信用に割り当てるべきと考えます。
15	株式会社毎日放送	<p>我々放送事業者は、現在、日常的に 770～806MHz の FPU や特定ラジオマイクを運用しています。その観点から、今回の 700MHz 帯を使用する移動通信システムに関する2つの意見募集に対し、総論として意見を述べます。</p> <p>700MHz 帯 FPU は現在、ロードレース中継に多く使用されています。この周波数帯では OFDM 変調システムと相まって、見通し外通信でも良好な電波伝搬を得ています。</p> <p>しかし移行先として予定される 1.2GHz 帯、2.3GHz 帯においてロードレース中継を行う場合、1.2GHz 帯では現在の 2 倍、2.3GHz 帯では 3 倍の受信点が必要ではないかと推測されます。受信設備の増大はすなわち受信機、受信架台の設置、受信点から伝送するための送信機など、過大な負担増を強いる可能性があります。このような周波数移行に伴う制約や負担が生じないよう、確実に対処されることを望みます。</p> <p>なお 1.2GHz 帯では、沿道の BS 受信機に対する影響や、無線標定業務からの影響も懸念されます。2.3GHz 帯においては、韓国の携帯電話会社が使用している関係で、中国・九州地方の日本海側での運用に制限がかかる恐れがあります。</p> <p>また、隣接するB型ワイヤレスマイクについてはこのまま運用されますが、700MHz 帯 FPU が他の周波数に移行した後、この周波数帯を使用する新しい通信事業者の運用により、お互いに影響を及ぼす可能性があることを危惧します。</p> <p>以上のように周波数移行には様々な課題があります。これらの課題について解決策が見出され、放送事業者にとって従来と変わらない安定した運用が可能になるとともに、700MHz 帯が移動通信システムで有効に活用されますよう、これまで同様の関係各位のご尽力を切望します。</p>
16	KDDI株式会社	700MHz 帯を使用する移動通信システムの技術基準等に係る省令・告示案につきましては、700MHz 帯に周波数の有効利用が可能となる LTE 方式の導入を可能とするものであることから、原案に賛成いたします。
17	東宝株式会社	<p>東宝株式会社は 80 年以上に亘り、演劇やミュージカルなど様々な演目を在京の直営 2 館に加えて全国各地においてツアー公演し、我が国の文化芸術の発展に貢献していると自負しております。特定ラジオマイクは、演劇やミュージカル公演の上演に欠くことの出来ない重要な機器として、下記の運用環境で、特定ラジオマイク利用者連盟の運用調整の下、20 数年に亘り問題なく運用して参りました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全国共通周波数帯(770～806MHz)で運用が可能 2. 全国共通チャンネルプラン設定で運用が可能 3. 全国同一機器で運用が可能 <p>総務省の指導による「周波数再編アクションプラン(平成 23 年 9 月改定)(案)」の実現した場合、現行使用している 700MHz から周波数移行を強いられる特定ラジオマイクユーザーとして、その文化的な役割も十分考慮いただき、現行の特定ラジオマイク環境と同等以上の条件が満たされることを求めます。</p> <p>この度の、周波数割当計画の変更に伴う特定ラジオマイクの移行先案については、地デジのホワイトスペース帯(470～710MHz)、710～</p>

		<p>714MHz、1.2GHz 帯への移行案が示されていますが、次の通りに考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ホワイトスペース帯では、他のシステムとの共用において優先されるべき特定ラジオマイクへの周波数帯割り当てと運用などに不利益が生じないよう、他のシステムの運用のない特定ラジオマイクを2次業務とする帯域が高い周波数側から確保されることを強く要望します。 2. 710～714MHz(実質は3MHz)が全国共通で運用可能な周波数帯として確保されることは一定の評価ができるものの、現行で全国共通運用可能な帯域幅との比較においては絶対的に足りないことを強く懸念致します。 3. 1.2GHz帯は、現在複数の無線局と共用となるため厳しい運用が予想されるとともに、諸外国でこの帯域での運用の実例がないため、新規機材の開発と供給には多大な困難が伴うと考えられます。
18	在日米国商工会議所	<p>(1)700MHz 帯での ITS 無線システムは、世界各国におけるその配置周波数との共通性を見出すことができません。我々の知る限りでは、欧州および米国では 5.8-5.9GHz 帯が割当てられており、700MHz 帯での ITS の導入は日本だけで、独自のシステムとなります。その結果日本の ITS はグローバルな技術とビジネスの展開において孤立する恐れがあり、また海外からは参入の障壁になる可能性があります。これらの懸念はACCJをはじめ各方面より指摘されている点ではありますが、日本政府はこれらの懸念をもう一度受け止めて、熟慮の下で決断をしてゆくことを望みます。</p> <p>(2)現在 ITS が実用的なサービスを生み出す環境が整っているのか明確ではありません。特にグローバルな視点での技術やサービスの開発は整っておらず、標準の策定はまだ始まったばかりです。</p> <p>また、先に述べたように日本では 700MHz 帯でシステムを ITS の中心としていますが、欧米では 5.8-5.9GHz での導入が検討されており、車・車間、路・車間またその両方の何に優先順位を与えるべきかまだグローバルな共通理解は得られていません。その場合 700MHz と 5.8GHz 帯とでは電波の性質が大きく異なることから、700MHz で構築されたサービスを 5.8GHz 帯で導入することが難しくなり、日本のみで通用するコストの高い独自サービスの開発となります。</p> <p>今後 ITS をグローバルなサービス環境の下で整備していくためには、700MHz の導入を前提とした現在の開発方針に捉われ、拙速に走ることなく、技術とサービスの中立性ならびにグローバルな周波数のハーモナイゼーションを意識した開発が重要になると考えます。</p> <p>(3)ITS 無線システムに対する周波数割当は 700MHz 帯から離して、将来、グローバルな技術・標準・サービスやマーケットの開発状況に応じて、臨機応変に対応する必要があると考えます。昨今の技術開発やサービス開発の速さの中では、今般 700MHz 帯の ITS 無線システムで実現しようとしているサービスの機能は(最近のスマートフォンでのカーナビのように)既存の無線システムの開発・活用状況によっては、他の優れた汎用的な技術やシステムに取って代わられる可能性も高いと考えられます。</p> <p>そのような訳で、700MHz に固執することなく、今後のグローバルな ITS の技術・標準開発の動向、サービスやマーケットの創造過程を見極めな</p>

		<p>がら、独自ソリューションに陥ることないよう注視することが肝要であります。</p> <p>そして、その様な柔軟性に富んだ周波数政策により、当該周波数活用の必要が生じたら、ゼロベースで汎用的な無線システムも視野に入れながら効率的且つ効果的に活用するという政策が必要と考えます。</p> <p>(4)米国ではラジオマイクに470-698MHz帯が割り当てられており、放送用周波数帯を共有しています。日本でも今後新たに周波数を割り当てるとい状況であれば同様に710MHz帯以下のホワイトスペースでラジオマイクを運用することで、可能な限り周波数協調を図る方が好ましいと考えます。</p> <p>(5)スマートフォンやタブレットの急速な普及により、携帯電話用電波への需要が急速に高まる中、今後も携帯無線通信システム用の新たな周波数の確保が必要となることが容易に想像できます。700MHz帯は900MHz帯同様に「プラチナバンド」と呼ばれ、携帯無線通信システムに最適な周波数帯です。携帯無線通信用に電波を割り当てない場合の経済的機会損出コストに注目する必要があるとあり、現時点で拙速にITS無線システムやラジオマイクに割り当ててのではなく、将来の携帯無線通信の需要に備えて帯域を確保しておく必要があると考えます。</p> <p>(6)3月9日に閣議決定された電波法改正法案に規定されたオークション制度は、同案文にある「電波の価値を最大限に発揮できる場合」とされる700MHz帯で開始するのが望ましいと考えます。</p> <p>ACCJは、ITSがグローバルな市場において、日本の新たな産業を構築する基盤となることを支持します。その為に適切な周波数政策が取られることを期待し、また、貴重な資源である700MHz帯周波数資源が、将来にわたって、十分に活用されていくよう、適切な技術政策が取られることを願っております。</p>
19	社団法人日本芸能実演家団体協議会	<p>特定ラジオマイクの周波数帯移行については、現在安定的に運用されていることを考慮され、全国的に利用される特性に鑑み現状と同等以上の運用環境を保証し、さらなる利便性向上につながることを前提であると考えています。</p> <p>今回の移行先としてあげられている470MHz～710MHzの地デジホワイトスペース帯は、地域により異なるテレビ局やエリア放送などがあり、現在使用している特定ラジオマイク帯域と比較して、厳しい使用環境となることが予想されます。省令・告示案のなかでは「周波数割当計画の一部を変更する告示案」において、710～714Mhz帯および1.2GHz帯に特定ラジオマイクの使用用途に周波数を割り当てることで、現状の使用環境に近づくよう配慮されており評価したいと思ひます。</p>